

# 公益財団法人 熊本県学校保健会表彰要項

## 1 趣 旨

学校保健の普及と向上を図るため、公益財団法人熊本県学校保健会（以下「本会」という）の活動を通じ、学校保健の発展に著しく貢献した個人並びに関係団体を表彰し感謝の意を表す。

## 2 表彰の対象

- (1) 小学校、中学校、高等学校及び支援学校の校長、保健主事、養護教諭、県市町村行政の関係職員並びに県学校保健会、高等学校及び郡市学校保健会の役員。
- (2) 学校保健関係者及び団体。

## 3 推薦の基準

原則として県学校保健会、高等学校及び郡市学校保健会の活動の推進に著しく貢献し、つぎの条件をみたす個人及び団体とする。

- (1) 熊本県内の国公立私立学校の教職員として20年以上勤務し、高等学校及び郡市学校保健会並びに熊本県養護教諭研究会の役員として2年以上在職し、学校保健の推進に著しく貢献し、かつその功績が学校保健の水準の向上に寄与した者。
- (2) 行政職員及び県学校保健会の役員については、5年以上学校保健会関係の職務にあり学校保健行政の推進に著しく貢献した者。
- (3) その他、学校保健の発展に著しく貢献した者並びに関係団体。

## 4 推薦の方法

- (1) 各郡市学校保健会にあつては、各教育事務所及び市町村教育委員会と協議のうえ選考し、熊本県養護教諭研究会にあつては会で選考し、とりまとめて本会へ推薦するものとする。
- (2) 高等学校及び支援学校にあつては、熊本県高等学校保健会で各学校の推薦をとりまとめのうえ選考し、本会へ推薦するものとする。
- (3) 行政職員及び県学校保健会の役員並びに関係団体にあつては、本会総務委員会で選考し推薦するものとする。

## 5 審査及び決定

被表彰者については、本会で表彰審査会を設け審査し、その結果に基づいて本会会長が決定する。

## 6 表彰の方法

表彰は、原則として熊本県学校保健研究協議大会等において、本会の表彰状を授与する。

### 附 則

- 1 この要項は、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この要項は、平成5年4月1日から適用する。
- 4 この要項は、平成14年4月1日から適用する。
- 5 この要項は、平成19年4月1日から適用する。
- 6 この要項は、平成24年4月1日から適用する。
- 7 この要項は、平成25年4月1日から適用する。
- 8 この要項は、平成26年4月1日から適用する。